

霧島市農村地域工業導入促進対策協議会条例及び霧島市立地企業等設備投資促進に関する条例の一部改正について

霧島市農村地域工業導入促進対策協議会条例及び霧島市立地企業等設備投資促進に関する条例の一部を次のように改正する。

平成29年8月29日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市農村地域工業導入促進対策協議会条例及び霧島市立地企業等設備投資促進に関する条例の一部を改正する条例

(霧島市農村地域工業導入促進対策協議会条例の一部改正)

第1条 霧島市農村地域工業導入促進対策協議会条例(平成17年霧島市条例第41号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

霧島市農村地域産業導入促進対策協議会条例

第1条及び第2条を次のように改める。

(設置)

第1条 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第112号)第14条第2項の規定に基づき、霧島市農村地域産業導入促進対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、農村地域産業導入実施計画の作成に関し必要な事項その他農村地域への産業の導入の促進に関する重要事項を調査審議する。

(霧島市立地企業等設備投資促進に関する条例の一部を改正する条例)

第2条 霧島市立地企業等設備投資促進に関する条例(平成27年霧島市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)に基づく工業等導入地区」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第112号)第5条第2項第1号に規定する産業導入地区」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成29年法律第48号）の施行に伴い、引用条項等を改める必要が生じたため、本条例の所要の改正をしようとするものである。